農地の所有者の方へ

大区画化等加速化支援事業
（農地の大区画化の推進）

事業の概要

農業者が自ら行う畦畔除去や暗渠排水など、簡易整備による農地の大区画化の取組を支援する国の事業です



なぜ農地の大区画化が必要なのか

- 約20年後には、農業者は現在の1/4になるおそれがあります
- 少ない農業者で食料を確保するためには、農地を大区画化するなど、効率的な農業の実現を早急に進める必要があります

「ほ場整備」と何が違うのか

- 道路や水路を含めた一定の地域をまとめて行う「ほ場整備」は、効率的な区画整理が行えますが、工事の規模が大きく、権利関係の調整などに多くの期間と費用が必要となります
- この事業は、所有者の了解があれば、使用貸借している農地でも農業者（耕作者）自らが畦畔を撤去することができるため、短期間で区画拡大が実施できます

岡山県大区画化等推進協議会

事務局：〒703-8292　岡山市中区中納言町１－６　岡山県土地改良会館2F
（岡山県土地改良事業団体連合会内）　TEL086-207-2270

協議会ＨＰ
二次元コード

Q&A

国の支援に期限はありますか？



令和11年度までとされています。



農地の区画が変わるので、登記を変更する必要がありますか？



畦畔の撤去や高さを調整する工事を行いますが、登記簿上の境界が変わることはありません。
また、農地の境界については、ご希望があれば、杭の設置や畦畔の位置が復元可能な資料などを提供します。



事業を実施した農地は何らかの制限がかかりますか？



工事完了後8年以内に農地が転用されたり、畦畔を再設置した場合は、交付金の返還が必要となります。



農地中間管理事業で貸借している農地は、
返還時に原状回復が原則ですが問題はありませんか？



交付金を活用した区画を維持していただく必要がありますので、返還時の原状回復の取扱等の確認書を、出し手、受け手、機構の3者で作成していただきます。

